



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例	5
大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例（教育支援課）	5
大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	6
一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	6
大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）	6
大和高田市高田温泉さくら荘条例の一部を改正する条例（社会福祉課）	9
大和高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（保育幼稚園課）	10
規則	10
大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報政策課）	10
大和高田市職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則（人事課）	11
大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則の一部を改正する規則（社会福祉課）	11
訓令	12
大和高田市大型宿泊施設誘致事業公募型プロポーザル審査委員会設置要綱（未来まちづくり局）	12
告示	14
6月定例議会の招集（財政課）	14
放置自転車等の移動、保管（生活安全課）	14
令和7年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の要領の公表（財政課）	15
大和高田市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示（学校教育課）	16
大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱の一部を改正する告示（学校教育課）	16
大和高田市意思疎通支援事業実施要綱の一部を改正する告示（社会福祉課）	17
大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示（こども家庭課）	17
大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示（こども家庭課）	18
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	18
指定介護予防支援事業者の指定（介護保険課）	19
令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第2号）等の要領の公表（財政課）	19
大和高田市高田温泉さくら荘利用料金の設定（社会福祉課）	23
大和高田市国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱（収納対策課）	24
大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱及び大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱の一部を改正する告示（社会福祉課）	41

公告	41
入札公告の訂正（契約監理課）	41
高244号線舗装維持工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	42
高77号線舗装維持工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	46
曾大根地内水庫井堰改修工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	50
消防用設備等定期点検業務（市内8小学校、3中学校、6幼稚園、6保育所及び2認定こども園） に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	55
令和7年9月納品分学校給食用物資（青果物）納入に関する条件付き一般競争入札（教育総務課）	57
大和高田市立病院医師等白衣類・訪問看護職員白衣類賃貸借に関する条件付き一般競争入札（市立 病院管理課）	60
入札の再公告（契約監理課）	63
大和高田市こども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務委託業者選定 を公募型プロポーザル方式で行う公告（こども家庭課）	66
奥田他地内道路除草作業に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	67
材木町他地内道路除草作業に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	71
大和高田市立病院クレジットカード決済(JCB・American Express・Diners Club)に係る指定納付受 託業務に関する条件付き一般競争入札（市立病院医事課）	75
大和高田市立病院クレジットカード決済(VISA・MasterCard)に係る指定納付受託業務に関する条件 付き一般競争入札（市立病院医事課）	78
調整給付金（不足額給付）給付事業運営業務委託に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	80
令和7年度大和高田市避難所備蓄品の購入に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	83
最高価申込者の決定等（収納対策課）	85
高6枝田井新町地内管渠工事（1）に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	87
高5枝蔵之宮町地内管渠工事（2）に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	91
築枝大谷地内管渠工事（4）に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	95
築枝築山地内管渠工事（5）に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	99
高5枝曾大根1丁目地内管渠工事（14）に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	103
高5枝曾大根2丁目地内管渠工事（13）に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	107
令和7年度大和高田当麻線歩道整備工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	111
高515号線舗装維持工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	116
大和高田当麻線用地補償総合技術業務委託に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	120
大和高田市橋梁定期点検業務委託（No.1）に関する条件付き一般競争入札（契約監理課） .	124
大和高田市橋梁定期点検業務委託（No.2）に関する条件付き一般競争入札（契約監理課） .	128
公売公告（収納対策課）	132
大和高田市立浮孔保育所給食調理業務の委託事業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行 う公告（保育幼稚園課）	134
教育委員会	135
大和高田市立学校教職員安全衛生規則（教育総務課）	135
大和高田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程（教育総	

務課）	138
大和高田市教育委員会 6 月定例委員会の招集（教育総務課）	138
選挙管理委員会	139
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 等（選挙管理委員会） ..	139
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	139
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	139
農業委員会	140
大和高田市農業委員会 7 月定例委員会の招集（農業委員会）	140

公布された条例のあらまし

◇大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例（教育支援課）

1 理由

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改定）に則り、第20条の規定により設置及び運営を行ってきた調査部会について、設置及び運営に係る事項を明確化するため、所要の改正を行うものです。

2 内容

いじめ対策委員会の所掌事務のうち特別の事項を調査審議することを目的とする調査部会について、その設置、委員等必要な事項を定めます。（新14条の2関係）

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

参議院通常選挙のある年の定例改正として、最近の物価等の変動等を踏まえた投票所経費等の基準額の改定が行われることに伴い、規定の整備を行うものです。

2 内容

「期日前投票所の投票管理者」の報酬額を「11,200円」から「12,800円」に、「期日前投票所の投票立会人」の報酬額を「9,600円」から「10,900円」に改めます。（別表第1関係）

3 施行期日

公布の日

◇一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

本市の姉妹都市であるオーストラリア・リズモー市との交流の幅をより一層深めるため、令和6年度より外国青年を招致して職員として任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図るJETプログラム（The Japan Exchange and Teaching Programme）を活用しているところ、

近年の社会経済情勢の変化等を踏まえたJETプログラム参加者の報酬の見直しがなされたことを受けて、より一層JETプログラムを活用した国際交流の推進に寄与するため、当該報酬の見直しに合わせた所要の改正を行います。

2 内容

外国語指導助手等として任用される者の報酬を、月額335,000円以上360,000円以下とします。（第24条関係）

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）

1 理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

1 公示送達インターネット等を用いる方法について定義します（第6条関係）

2 特定親族特別控除創設に伴う所定の規定について整備します。（第19条、第27条、第28条の2及び第28条の3関係）

3 加熱式たばこの課税方式について所要の見直しを行います。（附則第14条の2関係）

4 その他所要の改正

3 施行期日

（1） 令和8年1月1日

（2） 令和8年4月1日

（3） 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

◇大和高田市高田温泉さくら荘条例の一部を改正する条例（社会福祉課）

1 理由

高田温泉さくら荘は、設置当初より、高齢者の健康づくりや生きがいの保持及び増進を図るためにデイサービス等の事業を行うことにより高齢者福祉施設としての機能及び役割を果たしてきました。

昨今は、入浴設備の老朽化や物価高騰による設備維持費用の増加に加え、利用者数及び利用料金収入が減少しています。

今般、施設設備の老朽化等の課題も踏まえ、利用料金の見直しにより、運営事業費の改善を図ります。

2 内容

さくら荘使用料について、「本市内に住所を有する者」と「本市外に住所を有する者」を区分し、「本市内に住所を有する者」のうち「75歳以上」は「300円」、「中学生以上 75歳未満」は「500円」とし、「本市外に住所を有する者」のうち「75歳以上」、「中学生以上 75歳未満」及び「小学生」は「800円」、「小学生未満」は「無料」とするよう改正します。（別表関係）

3 施行期日

令和7年7月1日

◇大和高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（保育幼稚園課）

1 理由

児童福祉法の改正により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付事業が新たに発足され、令和7年度から制度化されることから、同法第34条の16第1項の規定により当該事業の設備及び運営の基準を条例で定めるものです。

2 内容

○案の骨子

第1条（趣旨）

第2条（基準）

3 施行期日

公布の日

条 例

条例第21号

大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（調査部会）

第14条の2 いじめ対策委員会は、第11条各号に掲げる事項について、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、調査部会を置くことができる。

2 調査部会の委員は、いじめ対策委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。ただし、いじめ対策委員会の意見を聴取することが適当でないと教育委員会が認めたときは、この限りでない。

3 調査部会の委員の任期は、調査審議の結果をいじめ対策委員会に報告した日の属する月の末日までとする。

4 調査部会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第22号

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「11,200円」を「12,800円」に、「9,600円」を「10,900円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第23号

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月25日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「280,000円以上330,000円以下」を「335,000円以上360,000円以下」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 この条例による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の一般職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

条例第24号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条

において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「提示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第7条の2中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第19条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第27条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第28条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第28条の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第14条の2を附則第14条の3とし、附則第14条の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第14条の2 令和8年4月1日以後に第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第84条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第84条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）

当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たば

この品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第14条の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

（2） 第6条及び第7条の2の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の大和高田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第19条及び第27条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第27条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第28条の2第1項の規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき新条例第27条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第28条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の大和高田市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第27条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第28条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第28条の3第1項の規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課す

べきであった加熱式たばこ（新条例附則第14条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、大和高田市税賦課徴収条例第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第14条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 大和高田市税賦課徴収条例第86条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第14条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第14条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

条例第25号

大和高田市高田温泉さくら荘条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高田温泉さくら荘条例の一部を改正する条例

大和高田市高田温泉さくら荘条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分	高齢者		大人	小人	乳幼児
	75歳以上	60歳以上	中学生以上	小学生以上	小学生未満
		75歳未満	60歳未満	中学生未満	
入館券（当日1名分）	無料	300円	500円	300円	無料

を

「

区分		75歳以上	中学生以上 75歳未満	小学生	小学生未満
入館券（当日1名分）	本市内に住所を有する者	300円	500円	300円	無料
	本市外に住所を有する者	800円			無料

」に改

める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

条例第26号

大和高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年6月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の1第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。

（基準）

第2条 乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規則第34号

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月6日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第8条」を「第7条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第35号

大和高田市職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月16日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則

大和高田市職員懲戒審査委員会規則（昭和39年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第7項」を「第16条第7項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第36号

大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則（平成17年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（入館証）」に改め、同条第1項中「市内在住の75歳以上の高齢者に対し、75歳以上さくら荘入館証（様式第4号）」を「市内に住所を有する者に対し、さくら荘入館証（様式第4号）」に改め、同条第3項中「市内在住の75歳以上の高齢者」を「市内に住所を有する者」に、「75歳以上さくら荘入館証」を「さくら荘入館証」に改める。

様式第2号中

「・高齢者（60歳以上75歳未満）
・大人（中学生以上60歳未満）
・小人（小学生以上中学生未満）」を

「本市内に住所を有する者

・75歳以上
・中学生以上75歳未満
・小学生

本市外に住所を有する者

・小学生以上」に、

「印」を「大和高田市長 印」に改める。

様式第4号中「75歳以上さくら荘入館証」を「さくら荘入館証」に、

「

生 年 月 日	年 月 日
---------	-------

」を

「

生 年 月 日	年 月 日
---------	-------

区 分	☐ 75歳以上 ☐ 中学生以上75歳未満 ☐ 小学生 ☐ 小学生未満
-----	---

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則の規定により発行された75歳以上さくら荘入館証は、この規則による改正後の大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則の規定により発行された入館証とみなす。

訓 令

訓令第10号

大和高田市大型宿泊施設誘致事業公募型プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市大型宿泊施設誘致事業公募型プロポーザル審査委員会設置要綱
（設置）

第1条 大和高田市大型宿泊施設誘致事業の実施に当たって、最も優れた提案を行う事業者を選定し、当該事業に係る協定について優先交渉権者（以下「優先交渉権者」という。）を決定するため、大和高田市大型宿泊施設誘致事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要項の審議及び策定に関する事項
 - （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
 - （3） 企画提案書、プレゼンテーション等の総合評価に関する事項
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、優先交渉権者の決定に関し、市長が必要と認める事項
- （組織）

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 副市長
- （2） 企画政策部長
- （3） 総務部長
- （4） 地域振興部長
- （5） 環境建設部長

3 前項の委員のほか、市長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は委員の互選により選出するものとし、副委員長は委員長が指名した者とする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（情報公開）

第6条 会議は、非公開とする。

2 会議において提案のために使用された資料のうち事業者から提出されたものについて、優先交渉権者の決定後に閲覧又は謄写の請求があったときは、当該請求を拒むことはできない。ただし、次項ただし書に規定するおそれが認められる部分については、これを除いて閲覧又は謄写に応じるものとする。

3 市長は、前項の資料の閲覧又は謄写に同意しない事業者を優先交渉権者の決定のための会議に参加させてはならない。ただし、資料の閲覧又は謄写についての同意が困難であることが客観的に明らかであり、かつ、資料の閲覧又は謄写をすることにより事業者の公募の実現その他会議の目的の達成を妨げるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

4 前項の規定に反して行われた優先交渉権者の決定は、無効とする。

（中立の保持）

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第8条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、未来まちづくり局において処理する。

（委任）

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、告示の日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この訓令の施行後最初に行われる会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（この訓令の失効）

- 3 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第72号

令和7年6月9日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和7年6月2日

大和高田市長 堀内 大造

告示第73号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和7年6月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

（1） 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・J R 高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和7年5月15日	1									
令和7年5月22日			1							
令和7年5月23日	1									
令和7年5月30日	1									

（2） 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和7年5月12日	大和高田市本郷町11-18先路上	1	
令和7年5月13日	大和高田市大東町4-33先路上	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証、運転免許証、保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第74号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和7年5月30日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和7年6月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和7年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度大和高田市の駐車場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350,963千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ354,663千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 諸収入		3,700	350,963	354,663
	2. 雑入	3,698	350,963	354,661
補正されなかった科目に係る額		0	0	0
歳入合計		3,700	350,963	354,663

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		645	350,963	351,608
	1. 繰上充用金	645	350,963	351,608

補正されなかった科目に係る額	3,055	0	3,055
歳 出 合 計	3,700	350,963	354,663

告示第75号

大和高田市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月9日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（令和元年告示第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び様式第1号中「4,800円」を「4,900円」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

告示第76号

大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月9日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱（平成29年告示第118号の2）の一部を次のように改正する。

別表中

「

平日	年間延べ利用児童数が2,000人を超える施設	400円
	年間延べ利用児童数が2,000人以下の施設	(1,600,000円÷年間延べ利用児童数)－400円
長期休業日（利用時間8時間未満）		400円
長期休業日（利用時間8時間以上）		800円

」を

「

平日	年間延べ利用児童数が2,000人を超える施設	440円
	年間延べ利用児童数が2,	(1,600,000円÷年間

	000人以下の施設	延べ利用児童数)－400円
長期休業日（利用時間8時間未満）	年間延べ利用児童数が2,000人を超える施設	440円
	年間延べ利用児童数が2,000人以下の施設	400円
長期休業日（利用時間8時間以上）	年間延べ利用児童数が2,000人を超える施設	880円
	年間延べ利用児童数が2,000人以下の施設	800円

」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この告示は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(経過措置)
- この告示による改正後の大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降において実施する幼稚園型一時預かり事業に要する経費に対する補助金の交付について適用し、令和7年4月1日前において実施された幼稚園型一時預かり事業に要する経費に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

告示第77号

大和高田市意思疎通支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月12日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市意思疎通支援事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市意思疎通支援事業実施要綱（平成26年告示第35号）の一部を次のように改正する。
別表を削る。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第78号

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月16日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成16年告示第36号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（訓練給付金の支給等）

第2条 訓練給付金の支給等については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）及びこども家庭庁が示す訓練給付金の支給に係る事業の実施及び運営に関する手続の例による。

2 前項の規定にかかわらず、訓練給付金の支給等に係る申請及びその申請に対する決定の通知については、市長が別に定める様式によりこれを行うものとする。

第3条から第11条までを削り、第12条を第3条とする。

様式第1号から様式第7号までを削る。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第79号

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月16日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成16年告示第37号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給等）

第2条 訓練促進給付金及び修了支援給付金（以下この条において「訓練促進給付金等」という。）の支給等については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）及びこども家庭庁が示す訓練促進給付金等の支給に係る事業の実施及び運営に関する手続の例による。

2 前項の規定にかかわらず、訓練促進給付金等の支給に係る申請については、市長が別に定める様式によりこれを行うものとする。

第3条から第12条までを削り、第13条を第3条とする。

様式第1号から様式第9号までを削る。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第80号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和7年6月23日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

保管の告示から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和7年9月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和7年3月1日から令和7年3月31日までの間

告示第80号の2

介護保険法第115条の22第1項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定しましたので、同法第115条の30第1項の規定により次のとおり告示します。

令和7年6月23日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者の名称

株式会社まりん

2 指定する事業所の名称及び所在地

ケアステーションまりん

奈良県大和高田市蔵之宮町 10-22

3 指定年月日

令和7年6月1日

4 事業所の種類

指定介護予防支援

告示第81号

令和7年6月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和7年6月26日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第2号）

2 令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度大和高田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,132,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		5,861,571	236,159	6,097,730
	2. 国庫補助金	605,209	233,653	838,862
	3. 国庫委託金	65,189	2,506	67,695
16. 県支出金		2,539,545	3,543	2,543,088
	2. 県補助金	821,951	3,471	825,422
	3. 県委託金	136,842	72	136,914
19. 繰入金		420,461	198	420,659
	1. 基金繰入金	412,794	198	412,992
補正されなかった科目に係る額		20,071,023	0	20,071,023
歳入合計		28,892,600	239,900	29,132,500

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,427,802	239,900	3,667,702
	1. 総務管理費	2,819,986	237,322	3,057,308
	3. 戸籍住民基本台帳費	179,449	2,506	181,955
	4. 選挙費	61,188	72	61,260
3. 民生費		14,251,244	0	14,251,244
	2. 児童福祉費	4,469,823	0	4,469,823
補正されなかった科目に係る額		11,213,554	0	11,213,554
歳出合計		28,892,600	239,900	29,132,500

令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度大和高田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,284,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		420,659	141,881	562,540
	1. 基金繰入金	412,992	141,881	554,873
21. 諸収入		496,530	3,619	500,149
	4. 雑入	476,323	3,619	479,942
22. 市債		712,600	6,000	718,600
	1. 市債	712,600	6,000	718,600
補正されなかった科目に係る額		27,502,711	0	27,502,711
歳入合計		29,132,500	151,500	29,284,000

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		226,603	728	227,331
	1. 議会費	226,603	728	227,331
2. 総務費		3,667,702	20,371	3,688,073
	1. 総務管理費	3,057,308	15,189	3,072,497
	2. 徴税費	293,582	4,772	298,354
	3. 戸籍住民基本台帳費	181,955	33	181,988
	4. 選挙費	61,260	145	61,405
	5. 統計調査費	49,735	232	49,967
3. 民生費		14,251,244	3,573	14,254,817
	1. 社会福祉費	6,960,797	1,854	6,962,651
	2. 児童福祉費	4,469,823	1,719	4,471,542
4. 衛生費		3,418,042	39,576	3,457,618
	1. 保健衛生費	1,322,245	1,181	1,323,426
	2. 清掃費	2,095,797	38,395	2,134,192
5. 労働費		22,427	478	22,905
	1. 労働諸費	22,427	478	22,905
6. 農林水産業費		150,536	884	151,420
	1. 農業費	150,536	884	151,420
7. 商工費		73,282	13,056	86,338
	1. 商工費	73,282	13,056	86,338
8. 土木費		1,221,723	55,443	1,277,166
	1. 土木管理費	104,998	13,846	118,844

	2. 道路橋りょう費	142,266	30,100	172,366
	4. 都市計画費	842,884	10,290	853,174
	5. 住宅費	130,045	1,207	131,252
9. 消防費		990,942	731	991,673
	1. 消防費	990,942	731	991,673
10. 教育費		2,732,816	17,147	2,749,963
	1. 教育総務費	537,002	1,918	538,920
	2. 小学校費	372,911	5,537	378,448
	3. 中学校費	234,713	1,960	236,673
	4. 高等学校費	441,469	1,653	443,122
	5. 幼稚園費	345,568	884	346,452
	6. 社会教育費	257,807	5,195	263,002
12. 公債費		2,357,180	△487	2,356,693
	1. 公債費	2,357,180	△487	2,356,693
補正されなかった科目に係る額		20,003	0	20,003
歳 出 合 計		29,132,500	151,500	29,284,000

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
高田千本桜に伴う周辺道路等警備業務	令和8年度	1時間当たり2,700円と消費税等に相当する額に業務に要した時間数を乗じて得た額

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
橋りょう整備事業	千円 11,900	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 17,900	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

告示第82号

大和高田市高田温泉さくら荘条例第15条第4項の規定により大和高田市高田温泉さくら荘の利用料金を令和7年7月1日より次のとおり設定することを承認したので、告示します。

令和7年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高田温泉さくら荘利用料金

本市内に住所を有する者

利用区分	年 齢			
	75歳以上	中学生以上 75歳未満	小学生	小学生未満
当日券 (1名分)	300円	500円	300円	無料
回数券 (11回券)	3,000円	5,000円	3,000円	
スタンプカード	1回の入浴につき1回のスタンプを押印する。 25回のスタンプ押印につき1回の入浴を無料とする。			

本市外に住所を有する者

利用区分	年 齢			
	75歳以上	中学生以上 75歳未満	小学生	小学生未満
当日券 (1名分)	800円			無料
回数券 (11回券)	8,000円			
スタンプカード	1回の入浴につき1回のスタンプを押印する。 25回のスタンプ押印につき1回の入浴を無料とする。			

告示第83号

大和高田市国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱を次のように定める。

令和7年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、特別な事情もなく、施行規則第27条の4の4に規定する取組を実施してなお国民健康保険税（以下「保険税」という。）を滞納している世帯主（以下「滞納世帯主」という。）及び当該世帯に属する被保険者（滞納世帯主を除く。以下「滞納世帯被保険者」という。）に対する法第54条の3第1項に規定する療養の給付等（以下「療養の給付等」という。）に代えて行う特別療養費の支給及びその他の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(特別療養費の支給に係る措置)

第2条 市長は、法第54条の3第1項の規定により、同項に規定する保険税納付の勧奨等（以下「保険税納付の勧奨等」という。）を行っているにもかかわらず、納期限から1年を経過してもなお保険税を納付しない滞納世帯主に対して特別療養費を支給しようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号に規定する弁明の機会の付与として、当該滞納世帯主に対し、弁明の機会の付与通知書（様式第1号）を送付するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知後、相当の期限までに弁明がないとき、又は弁明をもってしてもなお特別療養費の支給が正当であると認められるときは、法第54条の3第3項の規定により、滞納世帯主に対し、特別療養費の支給に係る通知書（様式第2号）を送付する。

3 前2項の規定は、法第54条の3第2項の規定により、市が同条第1項に規定する保険税納付の勧奨等（以下「保険税納付の勧奨等」という。）を行ってもなお滞納世帯主が保険税を納付しない場合に保険税の納期限から1年を経過する前において特別療養費を支給する場合について準用する。

4 市長は、前2項の規定により特別療養費の支給に係る通知を行う場合であって、滞納世帯主又は滞納世帯被保険者が法第9条第2項（法第22条において準用する場合を含む。）の規定により施行規則第6条第4項各号に掲げる事項が記載された書面であって複製等を防止し、又は抑止するための措置その他の必要な措置を講じたもの（以下「資格確認書」という。）の交付を受けていると

きは、施行規則第27条の5の2第1項及び第2項の規定により、滞納世帯主に対し資格確認書返還通知書（様式第3号）を送付することにより通知し、その返還を求めるものとする。

5 前項の規定により返還を求めた資格確認書が返還されることなく施行規則第7条の2第4項の規定により無効となったときは、当該資格確認書は返還されたものとみなす。

6 市長は、第4項の規定により資格確認書が返還されたとき（前項の規定により資格確認書が返還されたものとみなす場合を含む。）は、施行規則第27条の5の2第4項の規定により、当該資格確認書を返還した滞納世帯主に対し同項各号に掲げる事項が記載された書面であって複製等を防止し、又は抑止するための措置その他の必要な措置を講じたもの（以下「特別療養給付資格確認書」という。）を交付するものとする。

（適用除外）

第3条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する滞納世帯主又は滞納世帯被保険者については、特別療養費の支給に係る措置を講じず、療養の給付等を行うものとする。

（1） 施行令第28条の6に規定する特別の事情がある滞納世帯主

（2） 法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。以下同じ。）を受けることができる滞納世帯主又は滞納世帯被保険者

（3） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある滞納世帯主又は滞納世帯被保険者

（特別療養費の支給に係る措置の解除）

第4条 市長は、特別療養費の支給に係る措置を受ける滞納世帯主又は滞納世帯被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、療養の給付等に係る通知書（様式第4号）により滞納世帯主にあらかじめ通知した上で、その措置を解除し、療養の給付等を行うものとする。

（1） 滞納している保険税を完納したとき、又はその額が著しく減少したことを市長が認めたとき。

（2） 前条第1号又は第2号に該当することとなったとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により特別療養費の支給に係る措置を解除する場合において、当該解除の対象となる滞納世帯主又は滞納世帯被保険者が特別療養給付資格確認書の交付を受けているときは、施行規則第7条の2第1項及び第3項の規定により、当該券面の記載を更新するものとする。

（特別の事情に関する届出）

第5条 施行規則第27条の5の4第1項及び第2項に規定する届書は、国民健康保険税の滞納に係る特別事情届出書（様式第5号）とする。

2 市長は、施行規則第27条の5の4第3項の規定により、滞納世帯主に対し、前項に規定する届書に、特別の事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。

（原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出）

第6条 施行規則第27条の5の5第1項及び第2項に規定する届書は、原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出書（様式第6号）とする。

2 滞納世帯主は、施行規則第27条の5の5第3項の規定により、前項に規定する届書の提出に際して、当該届書に係る被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であることを証する書類を添付しなければならない。

（特別療養費の支給に係る措置の更新）

第7条 特別療養費の支給に係る措置を受ける滞納世帯主又は滞納世帯被保険者は、特別療養給付資

格確認書における有効期間を経過してもなお第4条第1項各号のいずれにも該当しないときは、引き続き特別療養費の支給に係る措置を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により特別療養費の支給に係る措置を更新しようとするときは、あらかじめ、滞納世帯主に対し、特別療養費の支給に係る更新通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- （世帯員の異動）

第8条 市長は、世帯の合併又は分離、世帯主変更等により、世帯員の異動又は世帯構成の変動があった場合は、世帯主の状況により、特別療養費の支給に係る措置又はその措置の解除について判断するものとする。

（特別療養費の支給申請）

第9条 特別療養費の支給の申請は、大和高田市国民健康保険条例施行規則（平成12年規則第73号）第18条の規定により行うものとする。

（保険給付の一時差止め）

第10条 市長は、法第63条の2第1項の規定により、滞納世帯主が支払うべき保険税の納期限から1年6月が経過するまでの間に、保険税納付の勧奨等を行ってもなお当該滞納世帯主が保険税を納付しない場合は、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、法第63条の2第2項の規定により、保険税納付の勧奨等を行ってもなお滞納世帯主が保険税を納付しないときは、当該滞納世帯主が支払うべき保険税の納期限から1年6月を経過する前においても、当該滞納世帯主に対し保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

- 3 市長は、前2項の規定により、滞納世帯主に対する保険給付の支払を一時差し止めるときは、保険給付の支払の一時差止通知書（様式第8号）により当該滞納世帯主に通知するものとする。

（保険給付の支払の一時差止めの解除）

第11条 保険給付の支払の一時差止の措置を解除する場合においては、第4条の規定を準用する。

（保険給付の額からの滞納保険税の控除）

第12条 市長は、法第63条の2第3項の規定により、保険給付の支払の一時差止に係る保険給付の額から当該滞納している保険税額を控除することができる。

- 2 市長は、前項の規定により保険給付の額から保険税の滞納額を控除するときは、当該保険税の控除の対象となる滞納世帯主に対し、保険給付額からの滞納国民健康保険税の控除通知書（様式第9号）により、あらかじめ通知するものとする。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条第1項及び第2項の規定による通知を行う際に有効とされている被保険者証をもつ者であって、保険税を滞納している世帯主に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定により、なお従前の例によることとされた被保険者証の返還の手続は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（令和6年規則第35号）

の規定による廃止前の大和高田市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する規則（平成21年規則第19号）の規定の例により行うものとする。

- 3 この告示の施行の際現に資格証明書の交付を受けている滞納世帯主又は滞納世帯被保険者が、その有効期間内において第4条第1項各号のいずれにも該当しない場合は、第7条第1項及び第2項の規定を準用し、当該滞納世帯主又は滞納世帯被保険者が法第36条第3項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、特別療養給付資格確認書を交付するものとする。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

弁明の機会の付与通知書

あなたには、滞納している国民健康保険税を納付いただくよう再三督促しているところですが、国民健康保険法施行令で定める特別事情の届出もなく、いまだ国民健康保険税を滞納しています。

ついては、国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項の規定に基づく特別療養費の支給に先立ち、行政手続法第13条第1項の規定により弁明の機会を付与します。

記

- 1 弁明の件名
- 2 予定される不利益処分の内容
- 3 処分の根拠となる法令の条項
- 4 不利益処分の原因となる事実

年度	期 別	納 期 限	金 額
		年 月 日	円

- 5 弁明書の提出先
- 6 弁明書の提出期限 年 月 日（ ）

<注意事項等>

- 1 弁明書の提出に併せて証拠書類等を提出することができます。
- 2 既に納付済みの場合は、事務整理上の行き違いですので御了承願います。

（裏面）

【参考：国民健康保険法施行令で定める特別の事情について】

＜国民健康保険法施行令第28条の6＞

法第54条の3第1項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次条において同じ。）を納付することができないと認められる事情とする。

- （１） 世帯主又は組合員がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- （２） 世帯主若しくは組合員又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- （３） 世帯主又は組合員がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- （４） 世帯主又は組合員がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- （５） 前各号に類する事由があったこと。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

特別療養費の支給に係る通知書

国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付から、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第3項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1 特別療養費の支給対象者

氏 名	住 所	生 年 月 日

2 日付

年 月 日

<注意事項等>

- 1 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、領収書等を持参の上、保険医療課（TEL：0745-22-1101）へ申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。

※滞納状況によっては滞納している保険税へ給付額の全部又は一部が充当されます。

- 2 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。

- （1） 滞納している保険税を納めたとき
- （2） 災害その他特別の事情が生じたとき
- （3） 国民健康保険法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができるに至ったとき

- 3 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づき、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に奈良県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

資格確認書返還通知書

あなたには下記のとおり、滞納している国民健康保険税を納付いただくよう再三督促しているところですが、国民健康保険法施行令で定める特別事情の届出もなく、いまだ納付されていないので、国民健康保険法施行規則第27条の5の2の規定に基づき、下記の通り資格確認書の返還を求めます。

記

- 1 返還期日 年 月 日
- 2 返還場所
- 3 持参物品
- 4 返還を求める理由
- 5 返還後の措置

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

療養の給付等に係る通知書

国民健康保険法第54条の3第4項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付から、療養の給付等を行うこととなりますので、同条第5項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1 療養の給付等を行う対象者

氏 名	住 所	生 年 月 日

2 日付

年 月 日

<注意事項等>

- 療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（3割又は2割）を支払っていただきます。
- 特別療養費の支給対象者である旨が記載された資格確認書の交付を受けている場合は、国民健康保険給付担当課へ提出（返還）してください。

様式第5号(第5条関係)

年 月 日

国民健康保険税の滞納に係る特別事情届出書

大和高田市長 様

届出人住所

届出人氏名

下記のとおり国民健康保険税を納付することができない事情について届け出ます。

記

世帯主	住所					
	氏名		個人番号		電話番号	
被保険者 記号・番号						

国民健康保険税を納付することができない特別の事情は次のとおりです。

(該当する番号に○をつけ、具体的な内容について記載してください。)

1. 財産につき災害を受け、又は盗難にあった
2. 家族が病気にかかり、又は負傷した
3. 事業を廃止し、又は休止した
4. 事業につき著しい損失を受けた
5. 1～4に類する事由があった

〔具体的な内容〕

※1 国民健康保険税を納められない事情を明らかにする書類を添付してください。

2 上記の1～5は国民健康保険法施行令第28条の6に基づいています。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出書

大和高田市長 様

届出人住所

届出人氏名

下記のとおり、原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を届け出ます。

記

世帯主	住 所			
	氏 名		電話番号	
被保険者 記号・番号				
原爆一 般疾病 医療費 の支給 等を受 けるこ とがで きる者	1	氏 名		
		住 所		
		個 人 番 号		
		医療費の支給等の名称		
	2	氏 名		
		住 所		
		個 人 番 号		
		医療費の支給等の名称		
	3	氏 名		
		住 所		
		個 人 番 号		
		医療費の支給等の名称		

※1 原爆一般疾病医療費の支給等の名称は、裏面のとおりです。

該当する医療費の支給等の名称又は裏面の該当番号を記入してください。

2 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であることを明らかにする書類を添付してください。

(裏面)

原爆一般疾病医療費の支給等の名称

番号	医療等の名称
1	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給
2	児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第2項の医療に係る療育の給付又は同法第21条の5の2第1項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第24条の20第1項（同法第24条の24第3項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給
3	予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号（新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第5項から第7項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給
5	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
6	麻薬及び向精神薬取締法第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
7	母子保健法第20条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
8	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給
9	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項（同法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）、第37条の2第1項又は第44条の3の2第1項（同法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
10	石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の医療費の支給
11	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1号の医療費の支給
12	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第12条第1項の定期検査費、同法第13条第1項の母子感染防止医療費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給
13	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給
14	沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給
15	国民健康保険法施行令第29条の2第8項の規定による高額療養費の支給特（定疾病給付対象療養）
16	児童福祉法第22条第1項の助産の実施、同法第27条第1項第3号の措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）、同条第2項の指定医療機関への委託措置若しくは同法第33条の一時保護に係る医療の給付又は児童福祉法施行令第23条の2第2項第1号の医療の給付若しくは同項第2号の医療に要する費用の支給
17	身体障害者福祉法第18条第2項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付
18	昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
19	昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給
20	平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
21	平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給
22	平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」についてによる医療費の支給
23	平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給
24	平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付
25	平成30年6月27日健発第0627号第1号厚生労働省健康局長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」による医療費の支給

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

特別療養費の支給に係る更新通知書

あなたには滞納している国民健康保険税を納付いただくよう再三督促しているところですが、いまだに滞納が続いているため、現在、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給しています。

このまま国民健康保険税を納付せず滞納が続く場合は、引き続き特別療養費を支給することになります。また、あなたが受けることができる保険給付が発生し、その支給を申請した場合であっても、国民健康保険法第63条の2第1項又は第2項の規定に基づき、当該保険給付の全部又は一部の支払いを一時差止めることになります。

滞納している国民健康保険税を納付した等の場合には、特別療養費の支給の措置を解除します。また、都合により一度に納付することが困難な場合は、その相談等のため、下記の期日までに国民健康保険税徴収担当課へお越しくください。

記

納付・相談期日 年 月 日まで

<注意事項等>

- 1 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。
 - (1) 滞納している国民健康保険税を納めたとき。
 - (2) 災害その他特別の事情が生じたとき。
 - (3) 国民健康保険法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができるに至ったとき。
- 2 行政手続法の規定により弁明の機会を付与しますので、特別療養費の支給に係る更新につき弁明する場合は、上記期日までに弁明書を提出してください。
- 3 この通知書の到着前に納付済み又は相談済みの場合は、行き違いですのでご容赦ください。
- 4 不明な点は、国民健康保険税徴収担当課へお問い合わせください。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

保険給付の支払の一時差止通知書

あなたは、特別の事情がないのに長期間国民健康保険税の滞納を続けておられますので、国民健康保険法第63条の2第1項・第2項の規定により、 年 月 日以降に申請（請求）される保険給付につきましては、その支払を一時差し止めます。

また、このまま更に滞納を続けられますと、一時差止めを行っている保険給付の額から滞納している国民健康保険税に相当する額又はその額以内の額を控除させていただくことになります。

なお、今回の保険給付の支払の一時差止めの原因となる国民健康保険税額の滞納額の内容は下記のとおりです

記

- 1 保険給付の支払の一時差止めの原因となる国民健康保険税額の滞納額の内容（督促手数料は除く。）

年 度	期 別	金 額	納 期 限
		円	年 月 日

<注意事項等>

- 次の事由に該当するに至った場合は、保険給付の支払の一時差止めを解除し、保険給付の支払を行います。
 - 滞納している保険税を納めたとき。
 - 災害その他特別の事情が生じたとき。
 - 国民健康保険法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができるに至ったとき。
- 納付されたにもかかわらず、本状が届いた場合は、郵送による行き違いですので御了承ください。
- この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づき、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に奈良県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 国民健康保険税の滞納の状況は裏面のとおりです。
- お問合せ先 国民健康保険税徴収担当課

(裏面)

国民健康保険税の滞納の状況

年 度	期 別	金 額	納 期 限
合 計			

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

保険給付額からの滞納国民健康保険税の控除通知書

あなたには滞納している国民健康保険税を納付して下さるよう再三督促しているところですが、いまだ納付されていないので、国民健康保険法第63条の2第3項の規定により、一時差止めに係る保険給付の額から、下記のとおり滞納している国民健康保険税を控除しますので、あらかじめ通知いたします。

記

区 分	金 額
一時差止めしている保険給付の額（A）	円
上記から控除する滞納している国民健康保険税額（B）	円
滞納額控除後の一時差止めしている保険給付の額（A－B）	円

<注意事項等>

- 「一時差止めしている保険給付」の内容、及び「上記から控除する滞納している国民健康保険税額」の内訳は、裏面のとおりです。
- 納付されたにもかかわらず本状が届いた場合は、郵送による行き違いですので御了承ください。
- この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づき、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に奈良県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- お問合せ先 国民健康保険税徴収担当課

(裏面)

一時差止めしている保険給付の内容

申請日	保険給付の種類	給付額(円)
合 計		

控除する滞納している国民健康保険税額

年度	期別	金額(円)	納期限
合 計			

告示第83号の2

大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱及び大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱及び大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱の一部を改正する告示

（大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正）

第1条 大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱（平成23年告示第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1排泄管理支援用具の項中「蓄便袋」を「消化器系」に、「蓄尿袋」を「尿路系」に改める。

別表第2C（低所得1）の項中「80万円」を「80万9千円」に改める。

（大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱の一部改正）

第2条 大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱（平成12年告示第69-3号）の一部を次のように改正する。

別表C（低所得1）の項中「80万円」を「80万9千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱別表第2の規定は、令和7年7月1日以後に決定された給付について適用し、同日前に決定された給付については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱別表の規定は、令和7年7月1日以後に決定された給付について適用し、同日前に決定された給付については、なお従前の例による。

公 告**公告第63号**

下記1の公告した入札について、下記2のとおり公告内容を一部訂正します。

令和7年6月2日

大和高田市長 堀内 大造

記

1 対象業務

公告日 令和7年5月30日

公告番号 公告第62号

業務名 「マテリアルリサイクル推進施設発注支援業務」

2 訂正内容

「2 競争入札に参加する者に必要な資格」を次のように改める。

(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（廃棄物部門）に登録している者であること。

(2) 技術士（「総合技術監理部門：衛生工学－廃棄物・資源循環」又は「衛生工学部門：廃棄物・資源循環」）資格を有し、平成27年4月1日以降において次に掲げる実績を有する者を管理技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(3)の照査技術者との兼務は認めない。

①本市と同規模程度（リサイクル施設での処理量10～15t/日）のごみ処理施設（リサイクル施設を含むもの）整備・運営事業（DBO方式）の発注支援業務の実務経験

②同一敷地内にある稼働中のごみ処理施設に配慮した発注支援業務の実務経験

(3) 技術士（「総合技術監理部門：衛生工学－廃棄物・資源循環」）資格を有し、平成27年4月1日以降において、ごみ処理施設（リサイクル施設を含むもの）整備・運営事業（DBO方式）の発注支援業務の実務経験を有する者を照査技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(2)の管理技術者との兼務は認めない。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている事業者（更生手続開始の決定を受けている事業者を除く）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている事業者（再生手続開始の決定を受けている事業者を除く。）でないこと。

(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止期間中の者でないこと。

(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

公告第64号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年6月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第6号
- (2) 工 事 名 高244号線舗装維持工事
- (3) 工事場所 大和高田市 幸町 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和7年9月30日（火）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 11,777,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 11,777,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 10,497,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の舗装工事に登録している者であること。
- (2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。
- (3) 市内業者は、大和高田市格付け等級がB級の者であること。
- (4) 市外業者は、経営事項審査の総合評定値が1,000点以上の者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月6日（金） ～ 令和7年6月27日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月6日（金） ～ 令和7年6月27日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年6月23日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）

質疑の回答 (仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和7年6月25日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料(工事内訳書)の提出	令和7年6月16日（月） ～ 令和7年6月26日（木）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年6月27日（金） 午前10時	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感

染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

（1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（2）契約保証金について

免除します。

（3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

（4）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

（5）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

（6）電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

10 お問い合わせ先

（1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL（0745）22-1101

FAX（0745）49-0053

メールアドレス（keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp）

（2）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス（sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com）

公告第65号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年

政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年6月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第7号
- (2) 工 事 名 高77号線舗装維持工事
- (3) 工事場所 大和高田市 西町・北本町 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和7年9月30日（火）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 11,077,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 11,077,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 9,917,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の舗装工事に登録している者であること。
- (2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。
- (3) 市内業者は、大和高田市格付け等級がB級の者であること。
- (4) 市外業者は、経営事項審査の総合評定値が1,000点以上の者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月6日（金） ～ 令和7年6月27日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月6日（金） ～ 令和7年6月27日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0

入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年6月23日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年6月25日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和7年6月16日（月） ～ 令和7年6月26日（木）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年6月27日（金） 午前10時20分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上

の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

(6) 電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

メールアドレス (keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp)

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年6月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- （1）工事番号 高契第8号
- （2）工 事 名 曾大根地内水庫井堰改修工事
- （3）工事場所 大和高田市 大字曾大根 地内
- （4）工事期間 契約締結日から令和8年3月19日（木）まで
- （5）工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- （6）予定価格 31,021,000円（税抜き）
- （7）設計金額 31,021,000円（税抜き）
- （8）最低制限比較価格 28,464,000円（税抜き）
- （9）入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「鋼構造物工事」又は「機械器具設置工事」に登録している者であること。
- （2）令和2年4月1日以降において、官公庁等発注のゴム井堰設置工事又は改修工事を元請で履行した実績を有する者であること。
- （3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- （5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- （6）（3）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月6日（金） ～ 令和7年6月27日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0

設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月6日（金） ～ 令和7年6月27日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年6月23日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年6月25日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和7年6月16日（月） ～ 令和7年6月26日（木）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年6月27日（金） 午前10時40分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札

オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。
なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
 - ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの

- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの

- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

- (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

- (6) 電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

メールアドレス (keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp)

- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第67号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年6月9日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	消防用設備等定期点検業務（市内8小学校、3中学校、6幼稚園、6保育所及び2認定こども園）
2 業務場所	大和高田市 旭北町 他24地内
3 業務期間	契約締結日から令和8年3月31日まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市建物管理等業務競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。 （2）大和高田市内に本店を有する者であること。 （3）次のいずれかの資格を有する者を配置できる者であること。 ア）「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有する者 イ）「消防設備点検資格者の第1種」、「消防設備士甲種又は乙種の第4類及び第5類」、「消防設備士乙種の第7類」及び「電気工事士又は電気主任技術者」の資格を有する者 ウ）「消防設備点検資格者の第2種」、「消防設備士甲種又は乙種の第1類」及び「消防設備士乙種の第6類」の資格を有する者 エ）「消防設備士甲種又は乙種の第1類、第4類及び第5類」、「消防設備士乙種の第6類及び第7類」及び「電気工事士又は電気主任技術者」の資格を有する者 （4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （7）（4）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入

申請	札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5（3）に係る者の資格を証する書類（資格証の写し） （3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 （4）受付期間 令和7年6月9日（月）から令和7年6月20日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 （6）受付場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 （1）郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （2）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 （3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 （1）受付期限 令和7年6月24日（火）午後5時まで （2）送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 （3）回答期限 令和7年6月26日（木）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 （1）期限 令和7年7月1日（火）まで。入札執行日の前日であるため、この

	日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 留 大和高田市 契約監理課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和7年7月2日（水）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥1,858,000-（消費税等抜き）
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第68号

入 札 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第

167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年6月10日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和7年9月納品分学校給食用物資（青果物）納入
2 納入場所	大和高田市内8小学校及び3中学校 給食室
3 契約期間	令和7年9月1日から令和7年9月30日まで
4 履行内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （3）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。 （4）（1）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（学校給食用物資）」よりダウンロードしてください。 （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（本市指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式） ③ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ④ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑤ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式） ※⑤については、支店長、営業所長等に入札、契約等に関する権限を委任する場合は委任状兼使用印鑑届を使用してください。 ※③～⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。 （3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 （4）受付期間 令和7年6月10日（火）から令和7年6月17日（火）まで。 ただし、土曜日、日曜日は除きます。 （5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

	(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 2階 教育総務課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 令和7年6月20日（金） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、大和高田市ホームページ「入札公告（学校給食用物資）」に掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期限 令和7年6月26日（木）午後5時まで (2) 質疑の送信先 大和高田市役所 教育総務課 FAX 0745-53-8033 (3) 回答方法及び期日 回答は、令和7年6月27日（金）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和7年7月7日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 教育総務課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書の記載	入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、運搬費・消費税等込みの金額で記入してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和7年7月8日（火）午後2時30分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1

	（３）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （１）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （２）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （３）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
15 契約保証金	免除します。
16 契約方法	入札書へ記載された契約希望金額により、契約を行います。
17 その他	（１）大和高田市入札者心得に準拠する。 （２）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （３）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第69号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年6月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市立病院 医師等白衣類・訪問看護職員白衣類 賃貸借
2 履行場所	大和高田市立病院及び訪問看護ステーション
3 履行期間	令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 （１）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市立病院物品購入等入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。 （２）災害時においても業務に支障が生じないよう業務代行保証書の提出、又は他府県の自社工場並びに営業所があることを証明できる者であること。 （３）過去に300床以上の病院で同様の業務を3年以上行った実績が2件以上あること。 （４）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

	(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市暴力団排除条例（平成23年告示第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本病院指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能） (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ①一般競争入札参加資格確認申請書 ②暴力団排除に関する誓約書 ③5（2）にかかる証明書の写し ④5（3）の履行実績を証するもの（契約書の写し、実績証明書等） (3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和7年6月13日（金）から令和7年6月27日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 令和7年7月2日（水） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 同等品確認の申請	仕様書5（1）に定める物品について、例示品以外で入札に参加する場合は、次に掲げるとおり必要書類等を提出し、同等品についての確認を受けなければなりません。期限までに当該必要書類等を提出しない場合又は確認の結果不認定と認められた場合は、本件入札に同等品で参加することができません。尚、一度に複数種類の申請を行っても差し支え

	ありません。 (1) 必要書類等は、次のとおりとします。 ①同等品申請（確認）書（様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）） ②借上予定商品明細書 ※任意様式 ③借上予定商品のカタログ ④借上予定商品のサンプル（職員が見た目・素材等確認するため） ※サンプルは対象の職種毎、S,M,L,LL サイズを全て持参。 (2) 必要書類等の提出は持参に限るものとします。持参日時を事前に10の問い合わせ先まで連絡してください。 (3) 受付期間 令和7年7月3日（木）から令和7年7月8日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (5) 受付場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課
9 同等品確認の通知	同等品の確認は申請毎に行うものとし、その結果は、下記のとおり通知します。 (1) 認定と認められた場合の通知 電話連絡の上、認定する旨を示した通知書をFAXします。 (2) 不認定と認められた場合の通知 電話連絡の上、不認定とする旨を示した通知書をFAXします。 (3) 通知日 令和7年7月16日（水）を最終通知日とします。
10 入札説明書（仕様書）等の配布	入札説明書（仕様書）等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページに掲載します。本件入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得してください。（ホームページアドレス https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp） 【問い合わせ先】 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課 TEL 0745-53-2901 FAX 0745-23-9282
11 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 令和7年7月14日（月） 午後5時まで (2) 質疑の送付先（FAX） FAX 0745-23-9282 大和高田市立病院 管理課 (3) 回答方法及び期日 回答は、令和7年7月16日（水）午後5時までとし、FAXにより、原則質問者に対してのみ行います。
12 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和7年7月24日（木）。入札執行日の前日であるため、この日

	の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 管理課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
13 入札書の記載	入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望価格を消費税等抜きの金額で記載すること。
14 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
15 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日 時 令和7年7月25日（金）午前10時 (2) 場 所 大和高田市立病院 放射線治療棟3階 大会議室
16 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
17 落札者の決定	有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
18 契約保証金	免除します。
19 契約方法	入札金額積算内訳書に記載された各品目の単価により契約を行います。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠します。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第70号

入 札 公 告（再度公告）

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年6月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	浄化槽保守点検業務（市内6小学校・1中学校・2幼稚園）（再度）
2 業務場所	片塩小学校他8校（大和高田市 旭北町 他8地内）

3 業務期間	令和7年8月1日から令和8年5月31日まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建物管理等競争入札参加資格者登録名簿（清掃・警備・建物管理）の「建物管理業務」に登録している者であること。 (2) 奈良県内に本店を有する者であること。 (3) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条第1項に基づく奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年奈良県条例第4号）に規定する「奈良県浄化槽保守点検業」の奈良県知事登録を受けている者であること。 (4) 浄化槽管理士の免状の交付を受けている者の選任ができる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。 (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5（3）に係る登録を証する書類（登録証の写し） ④ 5（4）に係る者の資格を証する書類（資格証の写し） (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和7年6月13日（金）から令和7年6月25日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所・郵送先 〒635-8511

	大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 仕様書附属書類の配布	仕様書附属書類（図面）の配布は、申請者に対してのみ次のとおり行います。 (1) 配布の期間 令和7年6月13日（金）から令和7年6月25日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (3) 配布の場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課 (4) その他 上記配布の期間内に窓口に来られない場合は、7（2）の通知に同封して送付いたします。
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 令和7年6月30日（月）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和7年7月2日（水）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和7年7月7日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課

	(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和7年7月8日（火）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限比較価格	¥2,232,000－（消費税等抜き）
1 8 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第71号

大和高田市こども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務委託業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので、公告します。

令和7年6月16日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業概要

(1) 事業名

大和高田市こども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務

(2) 業務概要

「大和高田市こども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 契約上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市こども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務」公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の「5. 参加資格要件」の要件を全て満たす者であること。

3 参加申込書の提出期間

令和7年6月30日（月）午後5時まで

4 その他

実施要領による

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市 福祉部 子育て支援室 こども家庭課

TEL 0745-22-1101

公告第72号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年6月23日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 高契第9号

(2) 工事名 奥田他地内道路除草作業

(3) 工事場所 大和高田市 奥田他 地内

(4) 工事期間 契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

(5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり

(6) 予定価格 2,793,000円（税抜き）

(7) 設計金額 2,793,000円（税抜き）

(8) 最低制限比較価格 2,465,000円（税抜き）

(9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月23日（月） ～ 令和7年7月8日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月23日（月） ～ 令和7年7月8日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年7月2日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年7月4日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和7年6月27日（金） ～ 令和7年7月7日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年7月8日（火） 午前10時30分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

（5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該

違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- （1）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- （2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- （3）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- （1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- （2）契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第73号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年6月23日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 高契第10号

(2) 工事名 材木町他地内道路除草作業

(3) 工事場所 大和高田市 材木町他 地内

(4) 工事期間 契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

(5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり

(6) 予定価格 2,572,000円（税抜き）

(7) 設計金額 2,572,000円（税抜き）

(8) 最低制限比較価格 2,270,000円（税抜き）

(9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- （１）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- （２）大和高田市格付け等級がD級又はE級の者であること。
- （３）大和高田市内に本店を有する者であること。
- （４）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
- （５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- （６）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- （７）（４）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成１５年告示第２５号）第２条第４号又は第５号に該当する者でないこと。
- （８）本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- （９）本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

３ 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月23日（月） ～ 令和7年7月8日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月23日（月） ～ 令和7年7月8日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年7月2日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年7月4日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和7年6月27日（金） ～ 令和7年7月7日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年7月8日（火） 午前10時45分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午

後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

（5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当

該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- （1）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、１０（１）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- （２）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- （３）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- （１）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、６（５）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- （２）契約保証金について

免除します。

- （３）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第74号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年6月24日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市立病院クレジットカード決済(JCB・American Express・Diners Club)に係る指定納付受託業務
2 履行場所	大和高田市立病院
3 履行期間	令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 大和高田市又は大和高田市立病院物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の登録を有する者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (5) 令和5年4月1日以降に於いて病床数が200床以上の総合病院でクレジットカード決済業務の導入実績があること。 (6) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置

	要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければならない。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することはできません。 （1）申請書は本病院指定様式によるものとする。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）。 （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5（5）における契約書及び病床数の確認できるもの（仕様書等）の写し （3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 （4）受付期間 令和7年6月27日（金）から令和7年7月8日（火）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 （5）受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 （6）提出場所 〒635-8501 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課医事係
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 （1）郵送日 提出期限の翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （2）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 （3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）等の配布	入札説明書（仕様書）等の配布は、次のとおり行います。 仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載します。 本入札への参加を希望される事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得してください。（ホームページアドレス https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp） 【問合せ先】 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課医事係 TEL 0745-53-2901・FAX 0745-53-2908

9 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで次のとおり行います。 （1）受付期限 令和7年7月14日（月）午後5時まで （2）送信先 大和高田市立病院 医事課医事係 FAX 0745-53-2908 （3）回答方法及び期限 回答は、令和7年7月18日（金）午後5時までとし、FAXにより原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 （1）期限 令和7年7月29日（火）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 （2）郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 留 大和高田市立病院 医事課医事係 （3）郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書には、クレジットカード手数料率（以下「手数料率」という。）を記入してください。
12 入札保証金	免除とします。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとします。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 令和7年7月30日（水）午後3時 （2）場所 大和高田市立病院 放射線治療棟3階 大会議室
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定等	落札者は、予定手数料率以下で最低手数料率をもって有効な入札を行ったものを契約の相手方とします。
16 契約保証金	免除します。
17 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠とします。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第75号

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年6月24日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市立病院クレジットカード決済(VISA・MasterCard)に係る指定納付受託業務
2 履行場所	大和高田市立病院
3 履行期間	令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 大和高田市又は大和高田市立病院物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の登録を有する者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (5) 令和5年4月1日以降に於いて病床数が200床以上の総合病院でクレジットカード決済業務の導入実績があること。 (6) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければならない。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することはできません。 (1) 申請書は本病院指定様式によるものとする。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5(5)における契約書及び病床数の確認できるもの（仕様書等）の写し (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間

	令和7年6月27日（金）から令和7年7月8日（火）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 提出場所 〒635-8501 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課医事係
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)等の配布	入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。 仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載します。 本入札への参加を希望される事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得してください。(ホームページアドレス https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp) 【問合せ先】 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課医事係 TEL 0745-53-2901・FAX 0745-53-2908
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで次のとおり行います。 (1) 受付期限 令和7年7月14日（月）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市立病院 医事課医事係 FAX 0745-53-2908 (3) 回答方法及び期限 回答は、令和7年7月18日（金）午後5時までとし、FAXにより原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和7年7月29日（火）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 留 大和高田市立病院 医事課医事係

	（３）郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書には、クレジットカード手数料率（以下「手数料率」という。）を記入してください。
1 2 入札保証金	免除とします。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとします。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （１）日時 令和7年7月30日（水）午後3時30分 （２）場所 大和高田市立病院 放射線治療棟3階 大会議室
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （１）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （２）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （３）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
1 5 落札者の決定等	落札者は、予定手数料率以下で最低手数料率をもって有効な入札を行ったものを契約の相手方とします。
1 6 契約保証金	免除する。
1 7 その他	（１）大和高田市入札者心得に準拠とします。 （２）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （３）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第76号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年6月24日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	調整給付金(不足額給付)給付事業運営業務委託
2 履行場所	奈良県大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 2階市民活動室
3 契約期間	契約締結日から令和7年9月30日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （１）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供」に登録している者であること。

	(2) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。 ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【ISO/IEC27001（JISQ27001）】 (3) 令和2年4月1日以降において市以上の地方公共団体における同業務の履行実績を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5の（2）に係る認証取得を証する書類の写し ④ 5の（3）に係る履行実績を証するもの（契約書等の写し） (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和7年6月24日（火）から令和7年7月4日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知

	参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 令和7年7月9日（水）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和7年7月11日（金）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関しての問い合わせは質問者にのみ回答します。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和7年7月16日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和7年7月17日（木）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札

	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第77号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年6月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和7年度大和高田市避難所備蓄品の購入 ①発電機 ②バルーン照明機 ③カセットコンロ ④やかん ⑤段ボールベッド ⑥エアーマット
2 納入場所	①～②：大和高田市役所 防災倉庫 ③～⑥：高田バイパス高架下
3 納入期限	令和7年10月31日（金）
4 内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。 (2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）

	に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ※ 申請される案件の□にチェックを入れてください。 ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和7年6月25日（水）から令和7年7月9日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 令和7年7月15日（火）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和7年7月17日（木）午後5時まで

	質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和7年7月23日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和7年7月24日（木）午後2時30分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
公告第78号 令和7年6月27日	

大和高田市長 堀内 大造

最高価申込者の決定等の公告

大和高田市公告第57号にかかる公売財産の最高価申込者を次のとおり決定しました。
国税徴収法第106条第2項の規定により公告します。

売却 区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他
1	※財産の詳細は、別紙のとおり
最高価申込価額	821,000円
最高価申込者の氏名又は名称	省略（市役所前掲示場掲示済）
最高価申込者の決定日	令和7年6月27日
売却決定日時	令和7年7月4日午前10時00分
売却決定場所	大和高田市役所収納対策課

公売財産一覧表

売却区分番号	1
見積価額	756,000円
公売保証金	100,000円
・登録年月日：令和4年1月7日 ・初年度登録年月：平成27年12月 ・車名：スバル ・型式：DBA—VMG ・車台番号：VMG—014258 ・自動車の種別：普通 ・用途：乗用 ・自家用事業用の別：自家用 ・車体の形状：ステーションワゴン ・総排気量：1.99L ・燃料の種類：ガソリン ・乗用定員：5人 ・車両重量：1,570kg ・車両総重量：1,845kg ・長さ：469cm ・幅：178cm ・高さ：149cm ・前前軸重：930kg ・後後軸重：640kg ・オートマチック ・ハンドル：右 ・走行距離：62,222km（R6.12.13時点） ※今後、移動等で変動する場合がございます。 ・自動車検査証有効期限：令和6年12月24日 ・車体の色：スティールブルーグレー	

公告第79号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- （1）工事番号 高契第11号
- （2）工 事 名 高6枝田井新町地内管渠工事（1）
- （3）工事場所 大和高田市 田井新町 地内
- （4）工事期間 契約締結日から令和8年3月19日（木）まで
- （5）工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- （6）予定価格 52,990,000円（税抜き）
- （7）設計金額 52,990,000円（税抜き）
- （8）最低制限比較価格 47,821,000円（税抜き）
- （9）入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- （2）大和高田市格付け等級がA級の者であること。
- （3）大和高田市内に本店を有する者であること。
- （4）土木工事における監理技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- （5）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- （7）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- （8）（5）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
-------	----------	-------

公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月29日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月29日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年7月23日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年7月25日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和7年7月8日（火） ～ 令和7年7月28日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年7月29日（火） 午前10時	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- （1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- （2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- （3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- （4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- （5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- （1）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。
なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- （2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

- (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

- (6) 電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

メールアドレス (keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp)

- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス（sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com）

公告第80号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- （1）工事番号 高契第12号
- （2）工 事 名 高5枝蔵之宮町地内管渠工事（2）
- （3）工事場所 大和高田市 蔵之宮町 地内
- （4）工事期間 契約締結日から令和8年3月19日（木）まで
- （5）工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- （6）予定価格 52,750,000円（税抜き）
- （7）設計金額 52,750,000円（税抜き）
- （8）最低制限比較価格 47,639,000円（税抜き）
- （9）入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- （2）大和高田市格付け等級がA級の者であること。
- （3）大和高田市内に本店を有する者であること。
- （4）土木工事における監理技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- （5）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- （7）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- （8）（5）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第2

5号) 第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月29日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月29日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年7月23日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年7月25日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和7年7月8日（火） ～ 令和7年7月28日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年7月29日（火） 午前10時15分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（２）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- （１）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第１順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- （２）落札候補者となるべき同価の入札者が２以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- （３）入札は、１回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- （４）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- （５）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成１１年規則第９号）第９条第２項の規定により入札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）第３条の規定により、同要綱別表第２第８号（４）に該当し、３月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第３条の規定により、同要綱別表第２第９号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第１順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から３日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第１順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第１順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- （１）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカ

ードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

（2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

（3）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

（1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（2）契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。

（3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

（4）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

（5）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

（6）電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

10 お問い合わせ先

（1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL（0745）22-1101

FAX（0745）49-0053

メールアドレス (keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp)

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第81号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第13号
- (2) 工 事 名 築枝大谷地内管渠工事（4）
- (3) 工事場所 大和高田市 大字大谷 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和8年3月19日（木）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 43,450,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 43,450,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 39,251,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がB級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木工事における監理技術者又は主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (9) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月23日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月23日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年7月16日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年7月18日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和7年7月8日（火） ～ 令和7年7月22日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年7月23日（水） 午前10時	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- （1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- （2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- （3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- （4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- （5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- （１）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、１０（１）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- （２）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- （３）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- （１）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、６（５）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- （２）契約保証金について

免除します。

- （３）前金払について

大和高田市契約規則第４３条の規定に準じて支払うものとしします。

- （４）部分払について

大和高田市契約規則第４４条の規定に準じて支払うものとしします。

- （５）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

- （６）電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から３日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

10 お問い合わせ先

（1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL（0745）22-1101

FAX（0745）49-0053

メールアドレス keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp

（2）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com

公告第82号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

（1）工事番号 高契第14号

（2）工事名 築枝築山地内管渠工事（5）

（3）工事場所 大和高田市 築山 地内

（4）工事期間 契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

（5）工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに

（6）予定価格 35,890,000円（税抜き）

（7）設計金額 35,890,000円（税抜き）

（8）最低制限比較価格 32,340,000円（税抜き）

（9）入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

（1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。

（2）大和高田市格付け等級がB級の者であること。

（3）大和高田市内に本店を有する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月23日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月23日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年7月16日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年7月18日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和7年7月8日（火） ～ 令和7年7月22日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年7月23日（水） 午前10時15分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- （1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- （2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- （3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- （4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- （5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認め

られた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- （1）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- （2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- （3）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- （1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- （2）契約保証金について

免除します。

- （3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。

- （4）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしします。

- （5）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

（6）電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

10 お問い合わせ先

（1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL（0745）22-1101

FAX（0745）49-0053

メールアドレス（keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp）

（2）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス（sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com）

公告第83号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

（1）工事番号 高契第15号

（2）工事名 高5枝曾大根1丁目地内管渠工事（14）

（3）工事場所 大和高田市 曾大根1丁目 地内

（4）工事期間 契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

（5）工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに

（6）予定価格 19,880,000円（税抜き）

（7）設計金額 19,880,000円（税抜き）

（8）最低制限比較価格 17,867,000円（税抜き）

（9）入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- （１）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- （２）大和高田市格付け等級がＣ級の者であること。
- （３）大和高田市内に本店を有する者であること。
- （４）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
- （５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- （６）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- （７）（４）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成１５年告示第２５号）第２条第４号又は第５号に該当する者でないこと。
- （８）本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- （９）本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月24日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月24日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年7月17日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年7月22日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和7年7月8日（火） ～ 令和7年7月23日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年7月24日（木） 午後1時30分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する

市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

（5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2

第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- （1）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- （2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- （3）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- （1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- （2）契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

(6) 電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

メールアドレス (keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp)

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第84号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

(10) 工事番号 高契第16号

(11) 工事名 高5枝曾大根2丁目地内管渠工事（13）

(12) 工事場所 大和高田市 曾大根2丁目 地内

- (13) 工事期間 契約締結日から令和8年1月30日（金）まで
 (14) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
 (15) 予定価格 14,690,000円（税抜き）
 (16) 設計金額 14,690,000円（税抜き）
 (17) 最低制限比較価格 13,182,000円（税抜き）
 (18) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
 (2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。
 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
 (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月24日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月24日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年7月17日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします）	令和7年7月22日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0

す。)		
入札書及び見積根拠資料 （工事内訳書）の提出	令和7年7月8日（火） ～ 令和7年7月23日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年7月24日（木） 午後1時45分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、

又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

（1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（2）契約保証金について

免除します。

（3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

（4）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

（5）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

（6）電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

10 お問い合わせ先

（1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL（0745）22-1101

FAX（0745）49-0053

メールアドレス（keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp）

（2）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス（sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com）

公告第85号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電

子入札案件です。

令和7年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第17号
- (2) 工 事 名 令和7年度大和高田当麻線歩道整備工事
- (3) 工事場所 大和高田市 大字市場 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和8年2月27日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 14,402,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 14,402,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 12,948,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月24日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0

設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月24日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年7月17日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年7月22日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和7年7月8日（火） ～ 令和7年7月23日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年7月24日（木） 午後2時	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札

オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。
なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
 - ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの

- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの

- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

- (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

- (6) 電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

メールアドレス (keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp)

- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第86号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第18号
- (2) 工 事 名 高515号線舗装維持工事
- (3) 工事場所 大和高田市 西町・内本町 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和7年10月31日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 17,898,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 17,898,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 15,988,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の舗装工事に登録している者であること。
- (2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。
- (3) 経営事項審査の総合評価値が1,000点以上の者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開）	令和7年6月30日（月） ～	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/

システムからダウンロードしてください。）	令和7年7月23日（水）	koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月23日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/ koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年7月16日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年7月18日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/ koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和7年7月4日（金） ～ 令和7年7月22日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年7月23日（水） 午前10時30分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札

エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札

オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存

形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

(6) 電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistemas.com)

公告第87号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この業務は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 高契第19号
- (2) 業務名 大和高田当麻線用地補償総合技術業務委託
- (3) 履行場所 大和高田市 大字市場 地内
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月18日（水）まで
- (5) 業務内容 入札説明書（仕様書）のとおりに従う
- (6) 予定価格 17,860,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 17,860,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 14,028,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の補償コンサルタント業務に登録している者であること。
- (2) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項の別表に掲げる物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門及び総合補償部門の4部門全てにおいて登録を受けている者であること。
- (3) 平成27年4月1日以降において、官公庁等発注の1件あたり1,000万円以上の用地補償総合技術業務を元請けで履行した実績（ただし、公告時点において完了しているものに限る。）を有する者であること。
- (4) 管理技術者として、「物件」、「機械工作物」、「営業補償・特殊補償」、「総合補償」のいずれかの部門について、補償業務管理士の資格又は7年以上の実務経験を有する者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）を配置できる者であること。なお、(5)の照査技術者との兼務は認めない。
- (5) 照査技術者として、「物件」、「機械工作物」、「営業補償・特殊補償」、「補償関連」のいずれかの部門について、補償業務管理士の資格又は7年以上の実務経験を有する者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）を配置できる者であること。なお、(4)の管理技術者との兼務は認めない。

- (6) 一級建築士の資格を有する者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）を配置できる者であること。なお、(4) の管理技術者又は (5) の照査技術者との兼務は可とする。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (9) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (10) (7) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月25日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月25日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年7月18日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年7月23日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書の提出	令和7年7月8日（火） ～ 令和7年7月24日（木）	
開札の日時	令和7年7月25日（金） 午前10時	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載さ

れた金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- （1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- （2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- （3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- （4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- （5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- （１）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、１０（１）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- （２）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- （３）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

９ その他

- （１）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、６（５）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- （２）契約保証金について

免除します。

- （３）前金払について

大和高田市契約規則第４３条の規定に準じて支払うものとしします。

- （４）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

- （５）電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から３日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

１０ お問い合わせ先

- （１）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒６３５－８５１１ 奈良県大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

メールアドレス (keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp)

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第88号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この業務は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 高契第20号
- (2) 業務名 大和高田市橋梁定期点検業務委託（No. 1）
- (3) 履行場所 大和高田市 市内一円
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年1月30日（金）まで
- (5) 業務内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 11,220,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 11,220,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 8,957,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（鋼構造及びコンクリート部門）に登録している者であること。
- (2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。
- (3) 令和2年4月1日以降において、官公庁等発注の1件あたり1,000万円以上の橋梁点検業務を元請けで履行した実績（ただし、公告時点において完了している者に限る。）を有する者であること。
- (4) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を管理技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(5)の照査技術者との兼

務は認めない。

- ① 技術士（「総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート」）
- ② 技術士（「建設部門：鋼構造及びコンクリート」）
- ③ R C C M（鋼構造及びコンクリート）
- ④ 大臣認定技術者（「鋼構造及びコンクリート部門」）

（５）次に掲げるいずれかの資格を有する者を照査技術者（契約締結時点において継続して３か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、（４）の管理技術者との兼務は認めない。

- ① 技術士（「総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート」）
- ② 技術士（「建設部門：鋼構造及びコンクリート」）
- ③ R C C M（鋼構造及びコンクリート）
- ④ 大臣認定技術者（「鋼構造及びコンクリート部門」）

（６）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

（８）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

（９）（６）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成１５年告示第２５号）第２条第４号又は第５号に該当する者でないこと。

３ 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和７年６月３０日（月） ～ 令和７年７月２５日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和７年６月３０日（月） ～ 令和７年７月２５日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和７年７月１８日（金） 午後５時まで	質問のある者のみ、ＦＡＸにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和７年７月２３日（水） 午後５時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書の提出	令和７年７月４日（金） ～ 令和７年７月２４日（木）	

開札の日時

令和7年7月25日（金）
午前10時20分大和高田市役所
契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

（5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- （1）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- （2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- （3）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- （1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- （2）契約保証金について

免除します。

- （3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。

- （4）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

（５）電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から３日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

１０ お問い合わせ先

（１）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒６３５－８５１１ 奈良県大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL（０７４５）２２－１１０１

FAX（０７４５）４９－００５３

（２）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（０５７０）０２１－７７７

受付時間 平日午前９時から正午及び午後１時から午後５時３０分まで

メールアドレス（sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com）

公告第８９号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び大和高田市契約規則（平成１１年規則第９号）第７条の規定に基づき公告します。

なお、この業務は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和７年６月３０日

大和高田市長 堀内 大造

１ 競争入札に付する事項

（１）業務番号 高契第２１号

（２）業務名 大和高田市橋梁定期点検業務委託（No. ２）

（３）履行場所 大和高田市 市内一円

（４）履行期間 契約締結日から令和８年１月３０日（金）まで

（５）業務内容 入札説明書（仕様書）のとおりに

（６）予定価格 １０，３５０，０００円（税抜き）

（７）設計金額 １０，３５０，０００円（税抜き）

（８）最低制限比較価格 ８，２６７，０００円（税抜き）

（９）入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（鋼構造及びコンクリート部門）に登録している者であること。
- (2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。
- (3) 令和2年4月1日以降において、官公庁等発注の1件あたり1,000万円以上の橋梁点検業務を元請けで履行した実績（ただし、公告時点において完了している者に限る。）を有する者であること。
- (4) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を管理技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(5)の照査技術者との兼務は認めない。
 - ① 技術士（「総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート」）
 - ② 技術士（「建設部門：鋼構造及びコンクリート」）
 - ③ R C C M（鋼構造及びコンクリート）
 - ④ 大臣認定技術者（「鋼構造及びコンクリート部門」）
- (5) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を照査技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(4)の管理技術者との兼務は認めない。
 - ① 技術士（「総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート」）
 - ② 技術士（「建設部門：鋼構造及びコンクリート」）
 - ③ R C C M（鋼構造及びコンクリート）
 - ④ 大臣認定技術者（「鋼構造及びコンクリート部門」）
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (8) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (9) (6)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月25日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年6月30日（月） ～ 令和7年7月25日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0

入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年7月18日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年7月23日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書の提出	令和7年7月4日（金） ～ 令和7年7月24日（木）	
開札の日時	令和7年7月25日（金） 午前10時40分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（４）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

（５）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（４）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

（１）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

（２）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

（３）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

(5) 電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL（0745）22-1101

FAX（0745）49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス（sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com）

公告第90号

令和7年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

公売参加申込開始日時	令和7年7月11日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和7年7月29日 午後11時00分
公売参加申込場所	K S I 官公庁オークションホームページ
公売開始日時	令和7年8月5日 午後1時00分
公売締切日時	令和7年8月12日 午後1時00分

公売場所	K S I 官公庁オークションホームページ		
公売方法	期間入札		
開札日時	令和7年8月12日 午後2時00分		
開札場所	KSI 官公庁オークションホームページ		
売却決定日時	令和7年9月2日 午前10時00分		
売却決定場所	大和高田市収納対策課		
買受代金納付期限	令和7年9月2日 午後2時30分		
買受代金納付場所	大和高田市役所又は銀行口座		
公売保証金額	※詳細は、別紙のとおり		
公売保証金納付日時	令和7年7月11日午後1時00分～令和7年7月29日午後11時00分		
公売保証金納付場所	KSI 官公庁オークションホームページ		
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙のとおり		
買受人の資格その他要件	本市ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり。		
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日まで、その内容を申し出てください。		
＜その他の事項＞			
1 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行等の振り出しに係るもの又は銀行等の支払保証のあるもの）でなければ納付できません。			
2 見積価額に達した入札者等が無い場合、直ちに再度入札を実施することがあります。			
3 一度提出した入札書は、引替え、変更又は取消しをすることができません。			
4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後で取り消すべき理由があるときは、公売を取り消します。			
5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。			
6 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。したがって、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は、買受人の負担となります。			
7 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。			
8 次順位買受申込者制度の適用があります。また、次順位買受申込者に売却決定をする場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付のときが異なることがあります。			
9 農地を買い受ける際は、大和高田市農業委員会に申請したうえで、買受適格証明書を交付してもらう必要があります。			
10 公売物件の所有者が適格請求書（インボイス）発行事業者の場合、希望される買受人の方にはインボイスを発行いたします。また、公売手続期間中において、滞納者から登録申請があった場合あるいは取消し・事業廃止届出書等が提出される場合などが想定され、インボイス発行に対応できないことも考えられます。その点は予めご了承ください。			
公売財産一覧			
売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
1	◎公売財産の表示 (土地の表示) ・所在 奈良県大和高田市磯野町 ・地番 286番7 ・地目 宅地	300,000	2,463,000

- (1) 事業名
大和高田市立浮孔保育所給食調理業務委託
- (2) 履行場所
浮孔保育所
- (3) 委託の内容
「浮孔保育所給食調理業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託期間
令和7年10月1日から令和11年3月31日までの3年6ヶ月間
- (5) 委託料の上限額(3年6ヶ月分合計)
浮孔保育所の給食調理業務を一括した金額
¥41,793,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市立浮孔保育所給食調理業務委託プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の6 参加資格要件に掲げる要件を全て満たす者であること。

3 参加申請書の提出期限

令和7年6月30日（月）から令和7年7月16日（水）まで
受付時間は、午前9時から午後5時まで

4 その他

実施要領等による。

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 福祉部 保育幼稚園課
電 話：0745-22-1101 FAX：0745-23-0415

教育委員会

教育委員会規則第4号

大和高田市立学校教職員安全衛生規則を次のように定める。

令和7年6月27日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

大和高田市立学校教職員安全衛生規則

（趣旨）

第1条 この規則は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他の法令に定めがあるもののほか、大和高田市立学校又は幼稚園に勤務する教

職員の職場における安全及び衛生の確保並びに健康の保持増進について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 学校 大和高田市立小学校設置条例（昭和39年条例第50号）第2条に規定する小学校、大和高田市立中学校設置条例（昭和39年条例第51号）第2条に規定する中学校及び大和高田市立高田商業高等学校設置条例（昭和29年条例第6号）第2条に規定する商業高等学校をいう。
- （2） 幼稚園 大和高田市立幼稚園設置条例（昭和28年条例第22号）第2条に規定する幼稚園をいう。
- （3） 教職員 学校又は幼稚園に勤務する職員をいう。
- （4） 所属長 学校の校長又は幼稚園の園長をいう。

（所属長の責務）

第3条 所属長は、常に所属する教職員の安全の確保及び健康の増進を図るとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

2 所属長は、総括安全衛生管理者から職場の安全及び衛生並びに教職員の健康の保持増進に関する措置を講じることを命じられ、又は勧告されたときは、その趣旨に沿って適切な措置を講じるとともに、その結果を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

3 所属長は、衛生推進者（労働安全衛生法第12条の2に規定する衛生推進者をいう。以下同じ。）その他関係職員の職務が適切かつ円滑に行われるように協力しなければならない。

（教職員の責務）

第4条 教職員は、常に職場の安全及び衛生に留意するとともに、衛生推進者その他の関係者が法令又はこの規則に基づいて講じる職場の衛生に関する措置に積極的に協力しなければならない。

2 教職員は、常に自己の健康の保持増進に努めるとともに、衛生推進者又は健康診断を行う医師の指導に従わなければならない。

（総括安全衛生管理者）

第5条 教職員の安全及び衛生に関する事項を総括管理させるため、教育委員会事務局に総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、教育部長の職にある者をもって充てる。

3 総括安全衛生管理者は、衛生推進者を指揮するとともに、次に掲げる業務を統括管理する。

- （1） 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- （2） 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- （3） 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- （4） 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、教育委員会が定めるもの

4 総括安全衛生管理者は、前項の業務の的確又は円滑な執行のために必要と認めるときは、同業務のうち衛生に係る業務以外のものにあつては所属長に対し、衛生に係る業務にあつては衛生推進者に対し、職場の安全及び衛生並びに教職員の健康の保持増進について必要な措置を講じることを命じることができる。

（総括安全衛生管理代理者）

第6条 教育委員会内に総括安全衛生管理代理者を置き、教育総務課長の職にある者をもって充てる。

- 2 総括安全衛生管理代理者は、総括安全衛生管理者を補佐し、総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、その職務を代理する。
（衛生推進者）

第7条 総括安全衛生管理者は、衛生推進者を選任する。

- 2 衛生推進者は、総括安全衛生管理者の指揮を受け、教職員の執務場所を巡視し、教職員の健康障害の発生が危惧される場合は、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。
（健康診断の実施）

第8条 総括安全衛生管理者は、教職員の健康を確保するため、次に掲げる健康診断を実施する。

- （1） 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条に規定する定期健康診断
（2） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条に規定する結核健康診断

- 2 前項各号に規定する健康診断に必要な項目は、労働安全衛生法及び学校保健法の定めるところに従い、総括安全衛生管理者が、その都度定める。
（予防接種）

第9条 総括安全衛生管理者は、必要と認める予防接種を行うことができる。

（受診義務）

第10条 教職員は、第8条第1項に規定する健康診断を指定された期日及び場所において受診しなければならない。ただし、やむを得ない事由により同項に規定する健康診断を受診しなかった場合において、速やかに同項に規定する健康診断に相当する健康診断を受診し、その結果を証明する健康診断書を所属長に提出したときは、この限りではない。

- 2 所属長は、所属教職員が定められた期間内に健康診断を受診できるよう配慮しなければならない。
（受診義務の免除）

第11条 総括安全衛生管理者は、休職又は療養中の者その他やむを得ない事情があると認める者については、第8条第1項の規定にかかわらず、必要と認められる期間、健康診断を行わないことができる。

（健康診断の結果の通知）

第12条 総括安全衛生管理者は、第8条第1項に規定する健康診断を受診した教職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（健康診断の結果の判定等）

第13条 総括安全衛生管理者が指定する医師は、第8条第1項に規定する定期健康診断の結果を総合的に判断し、教職員の健康状態を判定するものとする。

- 2 総括安全衛生管理者は、前項の判定をもとに必要な措置を講じなければならない。
（心身の状態に関する情報の取扱い）

第14条 総括安全衛生管理者は、この規則に定める措置の実施に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、又は当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、若しくは利用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第15条 この規則に基づく健康管理の事務に関与する職員は、これにより知り得た教職員の心身の故障その他の秘密を漏らしてはならない。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、教職員の健康管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

教育委員会規程第1号

大和高田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月27日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

大和高田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程
大和高田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（令和3年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務のうち教育委員会における労働安全衛生に関することを企画政策部長及び人事課に属する職員に補助執行させるものとする。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

教育委員会告示第9号

大和高田市教育委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

令和7年6月20日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

1 日時

令和7年6月27日（金）午前10時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 学校運営協議会委員の任命について

第2号 大和高田市学校教職員安全衛生規則（案）について（新規制定）

第3号 大和高田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程（案）について

第4号 後援願いについて

第5号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第8号

令和7年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年6月2日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

3分の1の数	17,926 人
6分の1の数	8,963 人
50分の1の数	1,076 人

選挙管理委員会告示第9号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年6月23日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

1. 日 時 令和7年6月24日(火) 午後5時00分
2. 場 所 大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 4階 会議室5
3. 議 案 第1号 令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙について
第2号 在外選挙人名簿の登録について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第10号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年6月25日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

1. 日 時 令和7年7月2日(水) 午前9時00分
2. 場 所 大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 4階 会議室5
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の選挙時登録について
第3号 在外選挙人名簿の登録について
第4号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について
第5号 令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙に

について
第6号 その他

農業委員会

農業委員会告示第6号

大和高田市農業委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

令和6年12月25日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和7年7月10日（木曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について

第2号 農地法第5条の規定による申請について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4号 その他